

教育委員会 規則番号	教育委員会規則名	公布年月日
教育委員会規則 第 2 6 号	さいたま市宇宙劇場条例施行規則の一部を改正する規則	平成31年4月22日
教育委員会規則 第 2 7 号	さいたま市うらわ美術館条例施行規則の一部を改正する規則	平成31年4月22日
教育委員会規則 第 2 8 号	さいたま市公民館条例施行規則の一部を改正する規則	平成31年4月22日

さいたま市教育委員会規則第26号

さいたま市宇宙劇場条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市宇宙劇場条例施行規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前					
別表（第6条関係）					別表（第6条関係）					
	品名	単位	額	備考		品名	単位	額	備考	
宇宙劇場ホール	ビデオプロジェクター	[略]	<u>2,980</u> 円		宇宙劇場ホール	ビデオプロジェクター	[略]	<u>2,930</u> 円		
	講演台	[略]	<u>2,370</u> 円			講演台	[略]	<u>2,330</u> 円		
	スポットライト	[略]	<u>510</u> 円			スポットライト	[略]	<u>500</u> 円		
ギャラリ―	音響機器	[略]	<u>2,370</u> 円	[略]	ギャラリ―	音響機器	[略]	<u>2,330</u> 円	[略]	
	[略]					[略]				
集会室	音響機器	[略]	<u>1,180</u> 円	[略]	集会室	音響機器	[略]	<u>1,160</u> 円	[略]	
	講演台	[略]	580円			講演台	[略]	570円		
	マイクロホン	[略]	<u>580</u> 円			マイクロホン	[略]	<u>570</u> 円		
	[略]					[略]				
	ビデオプロジェクター	[略]	<u>2,980</u> 円			ビデオプロジェクター	[略]	<u>2,930</u> 円		
	CDプレーヤー	[略]	<u>490</u> 円			CDプレーヤー	[略]	<u>480</u> 円		
スタジオ	[略]				スタジオ	[略]				
	マイクロホン	[略]	580円			マイクロホン	[略]	<u>570</u> 円		
	ワイヤレスマイク	[略]	<u>2,370</u> 円			ワイヤレスマイク	[略]	<u>2,330</u> 円		
	[略]					[略]				
	スポットライト	[略]	<u>330</u> 円			スポットライト	[略]	<u>320</u> 円		
	スポットライト	[略]	<u>460</u> 円	[略]		スポットライト	[略]	<u>450</u> 円	[略]	
	クオーツプロ	[略]	460円			クオーツプロ	[略]	<u>450</u> 円		

	ードライト			
	アッパーホリ ゾントライト	[略]	<u>330 円</u>	
映写・ 映像設備	16 ミリ映写機	[略]	<u>1,780 円</u>	
	スライド映写 機	[略]	<u>1,180 円</u>	
	オーバーヘッド プロジェク ター	[略]	<u>940 円</u>	
	ビデオテープ レコーダー	[略]	<u>1,180 円</u>	
	スクリーン	[略]	<u>330 円</u>	
[略]				
備考 [略]				

	ードライト			
	アッパーホリ ゾントライト	[略]	<u>320 円</u>	
映写・ 映像設備	16 ミリ映写機	[略]	<u>1,740 円</u>	
	スライド映写 機	[略]	<u>1,160 円</u>	
	オーバーヘッド プロジェク ター	[略]	<u>920 円</u>	
	ビデオテープ レコーダー	[略]	<u>1,160 円</u>	
	スクリーン	[略]	<u>320 円</u>	
[略]				
備考 [略]				

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市宇宙劇場条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後の許可の申請に係る利用料金について適用し、同日前の許可の申請に係る利用料金については、なお従前の例による。

さいたま市教育委員会規則第27号

さいたま市うらわ美術館条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市うらわ美術館条例施行規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては、「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第7条関係）			別表（第7条関係）		
附属設備の名称	単位	使用料 (1週間につき)	附属設備の名称	単位	使用料 (1週間につき)
スポットライト	[略]	<u>220円</u>	スポットライト	[略]	<u>210円</u>
彫刻台	[略]	<u>220円</u>	彫刻台	[略]	<u>210円</u>
持込み電気器具用電源	[略]	<u>760円</u>	持込み電気器具用電源	[略]	<u>750円</u>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後のさいたま市うらわ美術館条例施行規則第7条の規定は、この規則の施行の日以降の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

さいたま市教育委員会規則第 28 号

さいたま市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市公民館条例施行規則（平成 15 年さいたま市教育委員会規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前					
別表第 3（第 11 条関係）				別表第 3（第 12 条関係）					
	名称	単位	使用料 (1 回につき)	備考		名称	単位	使用料 (1 回につき)	備考
舞 台 装 置	[略]				舞 台 装 置	[略]			
	電動スクリーン	[略]	<u>340円</u>			電動スクリーン	[略]	<u>330円</u>	
	グランドピアノ	[略]	<u>940円</u>	[略]		グランドピアノ	[略]	<u>920円</u>	[略]
	ボーダーライト	[略]	<u>570円</u>			ボーダーライト	[略]	<u>560円</u>	
	シーリングライト	[略]	<u>570円</u>			シーリングライト	[略]	<u>560円</u>	
音 響 ・ 映 像 設 備	拡声装置	[略]	<u>570円</u>	[略]	音 響 ・ 映 像 設 備	拡声装置	[略]	<u>560円</u>	[略]
	プロジェクター	[略]	<u>1,040円</u>	[略]		プロジェクター	[略]	<u>1,020円</u>	[略]
	プラズマディスプレイ	[略]	<u>520円</u>			プラズマディスプレイ	[略]	<u>510円</u>	
	[略]				[略]				
	備考	[略]				備考	[略]		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。ただし、「第 12 条関係」を「第 11 条関係」に改める部分は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市公民館条例施行規則別表第3の規定は、この規則の施行の日以後の許可の申請に係る使用料について適用し、同日前の許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。